

介護保険サービスの概要

介護サービスの種類

| 市町村が 指定・監督を行うサービス | 都道府県が指定・監督を行うサービス | |
|---|---|-------------------------|
| <p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | <p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 | <p>サービス 介護給付を行う</p> |
| <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p> | <p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 | <p>サービス 予防給付を行う</p> |

介護保険施設等の概要

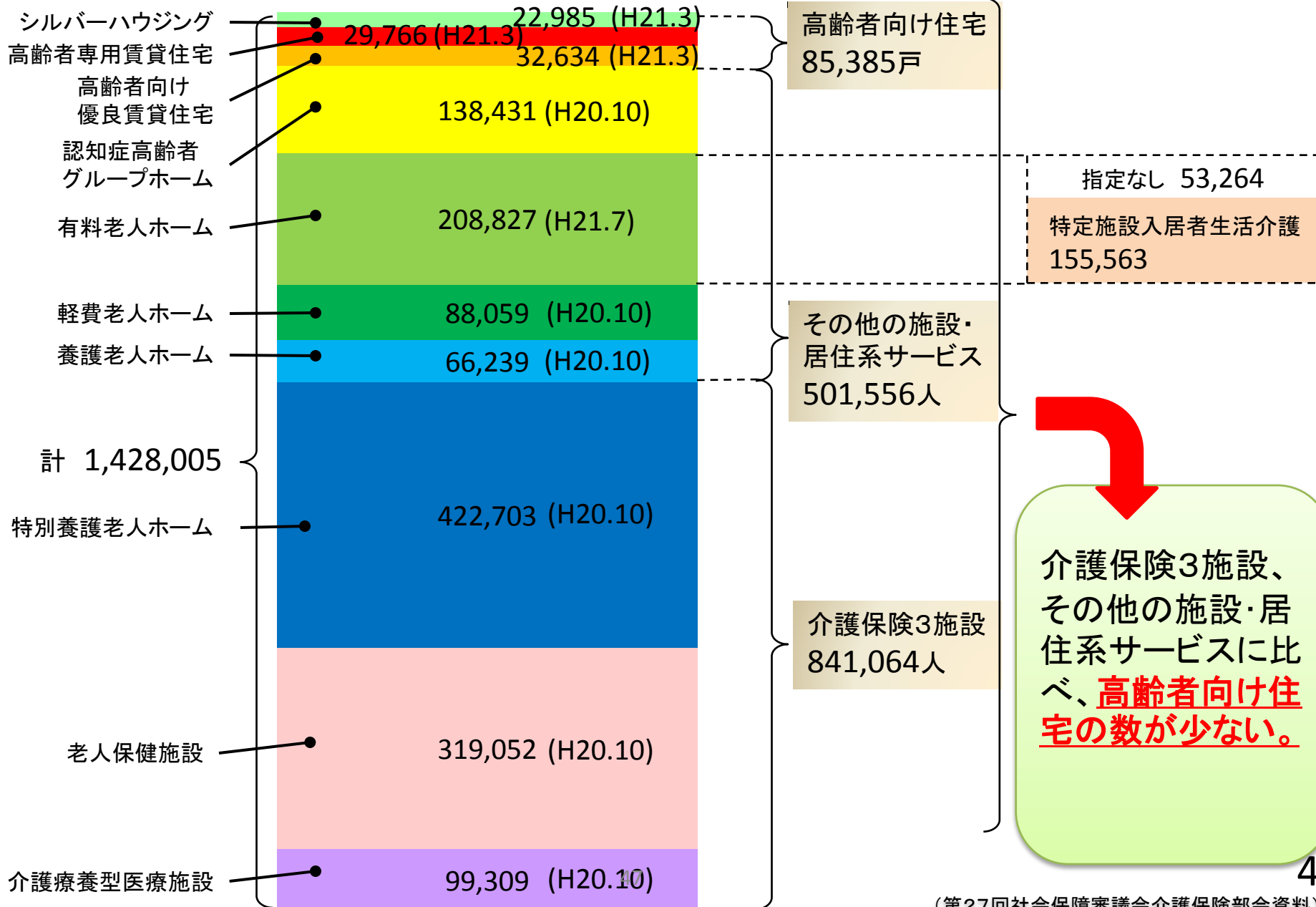
| | | 介護老人福祉施設(特別 養護老人ホーム)注1) | 老人保健施設 | 介護療養型 医療施設 | 特定施設(有料老人 ホーム、ケアハウス等) (注1) | 認知症高齢者 グループホーム |
|-------|------|---|---------------------------------------|-----------------------------|--|------------------------------|
| 基本的性格 | | 要介護高齢者の ための生活施設 | 要介護高齢者が 在宅復帰を目指す リハビリテーション施設 | 重医療・要介護高齢者 の長期療養施設 | 要介護高齢者も含めた 高齢者のための生活 施設 | 認知症高齢者のため の共同生活住居 |
| 医療 | 外付 | ・一部の医学管理 ・検査、投薬、注射 ・処置、手術 | ・一部の検査、投薬、注 射 ・一部の処置、手術 | ・専門的な投薬、注射 ・一部の処置、手術 | ・医学管理(在宅末期 医療総合診療料を除 く) ・検査、投薬、注射 ・処置、手術 | ・医学管理 ・検査、投薬、注射 ・処置、手術 |
| | 内付 | ・一部の医学管理 | ・一部の検査、投薬、注 射 ・一部の処置、手術 | ・基本的な検査、投薬、 注射 ・一部の処置 | — | — |
| 人員配置 | 医師 | 必要数 | 100:1 (常勤1以上) | 3人以上 (48:1以上) | — | — |
| | 看護職員 | 0~30:1以上 31~50:2以上 51~130:3以上 131以上:3+50:1 | 3:1で看護・介護職員を 配置(うち7分の2程度を 標準) | 6:1以上 | 50:1 (1以上) | — |
| | 介護職員 | 看護・介護職員を3:1以上 で配置 | 看護・介護職員を3:1以 上で配置(うち7分の5程 度を標準) | 6:1以上 | 看護・介護職員を3:1 以上で配置(1以上) | 3:1以上 (夜間1人以上) |
| 施設数 | | 6,015 | 3,500 | 2,252 | 2,617 | 9,292 |
| 定員数 | | 422,703 | 319,052 | 99,309 | 97,645 (注2) | 132,069 (注2) |

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

(資料出所) 施設数、定員数(利用者数)については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

高齢者向けの住宅と施設のストックの現状



介護保険3施設、
その他の施設・居
住系サービスに比
べ、**高齢者向け住
宅の数が少ない。**

有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅の比較

| | 有料老人ホーム | 高齢者専用賃貸住宅 |
|-----------|---|--|
| 法律 | 老人福祉法 | 高齢者居住安定確保法施行規則 |
| 定義 | 高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理のうちいずれかのサービスを提供しているもの | 一定基準を満たし都道府県知事へ登録されたもののうち、専ら高齢者の単身・夫婦世帯を賃借人とする賃貸住宅について、住宅の戸数・規模や提供されるサービスに関する事項を開示し情報提供を行うもの |
| 設備要件 | 提供するサービス内容に応じて設置 ・一般居室(個室)又は介護居室(個室で13㎡以上)、 ・一時介護室・医務室(又は健康管理室)・機能訓練室 ・談話室(又は応接室)・食堂・浴室・便所・洗面設備・事務室 ・宿直室・洗濯室・汚物処理室・職員室・健康、生きがい施設 ・廊下幅 ・1.4m(中廊下1.8m) ※すべての介護居室(1室当たり18㎡以上)で、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合 ・1.8m(中廊下2.7m) ※上記以外の場合 | ・各戸の床面積が原則として25㎡以上であること (居間、食堂、台所等高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあたっては18㎡以上) ・原則として各戸に台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること (共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えた場合は、各戸が水洗便所と洗面設備を備えていれば可) ※ 高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあつては、当該高齢者居住安定確保計画で定める基準とすることができる。 |
| 人員基準 | 入居者の数及び提供するサービスの内容に応じて適宜配置 ・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・栄養士・生活相談員 ・施設長・事務員・調理員 | なし |
| 一時金、前払家賃等 | 一時金の算定根拠の明示及び保全措置の義務化 (500万円か返還債務残高のいずれか低い方の金額) | 前払家賃等の算定根拠の明示及び保全措置の義務化 (500万円か返還債務残高のいずれか低い方の金額) |
| 契約形態 | ・利用権方式 ・賃貸借方式 | 賃貸借方式 |
| 行政監督 | 都道府県知事(福祉部局)への届出 報告徴収、立入検査、改善命令 | 都道府県知事(住宅部局)への登録 報告徴収、指示、登録の取消 |
| 所管省庁 | 厚生労働省 | 国土交通省 |
| 定員(戸)数 | 208,827人(H21.7) | 29,766戸(H21.3) |